

熱海市総合計画審議会の部会に関する要領

(設置)

第1条 この要領は、熱海市総合計画審議会条例（以下「条例」という。）の規定に基づく審議会（以下「審議会」という。）の部会（以下「部会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 条例第7条の規定による部会は、次のとおりとする。

部会名	定員	所掌事項
第一部会	6人以内	基本構想のうち、「豊かな暮らしの創造」の子育て、教育及び福祉に関する事項
第二部会	8人以内	基本構想のうち、「賑わいと癒しの創造」及び「総合計画の推進」に関する事項
第三部会	6人以内	基本構想のうち、「豊かな暮らしの創造」の安全に関する事項及び「人と自然が共生する社会の創造」に関する事項

(会長及び副会長)

第3条 部会長及び副部会長は、部会に関する委員のうちから会長が指名する。

(部会長の職務)

第4条 部会は、部会長が審議会の会長の承認を経て召集し、座長となる。

2 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 部会は、部会に属する委員（以下「部会委員」という。）の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 部会の議事は、出席した部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

第6条 部会長は、部会の審議経過及び結果について審議会に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成6年11月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年7月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年11月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年11月25日から施行する。